

鹿児島県人権教育・啓発基本計画(3次改定)素案に係るパブリック・コメント結果

全体

	項目	御意見等の概要	県の考え方等	ページ
1	—	全体として広範囲にわたる基本計画(3次改定)素案に対し基本的に賛成いたします。このような基本計画が県内市町村すべてに作成され、同時に実行されることを希望しています。 そのため、県は、各自治体(教育機関含む)に積極的な指導、啓発を要望いたします。そのような方向性を基本計画により明確に提示してほしい。	県内市町村に対して人権教育・啓発基本計画の策定を働きかけてきたところ、2022(令和4)年3月末までに全43市町村が策定し(素案P4参照)、様々な人権施策を推進しております。今般の県計画(3次改定)につきましても、策定後、県内全市町村に送付し、今後の業務の参考にさせていただくこととしております。	4 88
2	—	鹿児島県における意識実態調査(直近)は、県内にあらゆる差別がいまだ根深く存在していること。さらに近年はインターネット類を利用した人権侵害が深刻化・複雑化しています。結果として被害を受けた方々が自死等含む悲惨な結果を招いています。相当なきめ細かい人権教育啓発の必要性を感じます。	部落差別をはじめ様々な人権問題が依然として存在していることを踏まえ、当素案の基本理念において「一人ひとりがあらゆる差別は許されない」という認識の下、個人の尊厳や多様性が尊重される社会の実現に向けて、人権教育・啓発の推進に積極的に取り組む」旨を表記しております。今後とも、こうした考え方のもと、様々な人権課題の解決に向け、着実に各般の人権施策を推進してまいります。	
3	—	人権宣言・人権条例の制定(各地方自治体毎)に向けて積極的な取り組み方針を具体的に明記してほしい。	人権条例の制定については、引き続き、様々な機会を通じて県内市町村に対し働き掛けを行うとともに、他県の状況の情報提供など各種支援を行ってまいります。なお、市町村への取組支援については、第6章(推進体制の整備)に記載しておりますので、御確認ください。	88
4	—	この基本計画には、鹿児島県特有の課題、奄美・島しょ部に対する差別問題が取り上げられていません。項を設けて表記すべき。	当素案の基本理念において、「一人ひとりがあらゆる差別は許されない」という認識の下、個人の尊厳や多様性が尊重される社会の実現に向けて、人権教育・啓発の推進に積極的に取り組む」旨を表記しております。今後とも、こうした考え方のもと、様々な人権課題の解決に向け、着実に各般の人権施策を推進してまいります。	
5	—	奄美で育ち、奄美差別を経験した(1987年～1995年:奄美への赴任時)立場から、県の基本計画に項目として、第5章「沖縄・奄美(シマ)差別」の項目を入れ、その実態の解明と奄美(沖縄)の教材を中心とした教育内容の充実を図っていくと取り組みを押し進めていく。	当素案の基本理念において、「一人ひとりがあらゆる差別は許されない」という認識の下、個人の尊厳や多様性が尊重される社会の実現に向けて、人権教育・啓発の推進に積極的に取り組む」旨を表記しております。今後とも、こうした考え方のもと、様々な人権課題の解決に向け、着実に各般の人権施策を推進してまいります。	
6	—	警察・検察・裁判所・法務局等、司法関係者への人権教育啓発を県行政の影響の及ぶ範囲で取り組みを強めて欲しい。	行政職員等と同様に人権に関わりの深い「特定職業従事者」に位置付けている警察職員をはじめ、各関係機関の職員に対しては、今後とも、要請に応じて講師を派遣するなど、人権教育・啓発に積極的に取り組んでまいります。	17 6
7	—	全体的に、「取組」「障害」という言葉の漢字の意味を考えるとふさわしくないと思う。漢字表記を改めてほしい。	国や本県の公文書では、「取組」や「障害」の表記を用いていることから、当素案においても同様の取り扱いとしております。なお、「障害」の表記については、引き続き、国の議論等を注視してまいります。	

鹿児島県人権教育・啓発基本計画(3次改定)素案に係るパブリック・コメント結果

第1章 はじめに

	項目	御意見等の概要	県の考え方等	ページ
8	1 計画改定の趣旨	構造的な差別をなくすための第1歩は、マジョリティ側(その属性においてより強者側の立場にいる人)の人間が特権を自覚することが必要です。特権は、性別、性的指向、社会階層、障がいの有無などの属性において、マジョリティ側にいる人には自動的に付与されるために、差別を自覚しづらい立場にあります。ゆえに、マイノリティの側の生きづらさや不自由に気づきづらく人権問題に対する意識が薄くなる構造があります。この計画の改定が、マジョリティ側の特権の自覚につながることを期待します。(加筆要望)	当素案の基本理念において、「一人ひとりがあらゆる差別は許されないという認識の下、個人の尊厳や多様性が尊重される社会の実現に向けて、人権教育・啓発の推進に積極的に取り組む」旨を表記しております。今後とも、こうした考え方のもと、様々な人権課題の解決に向け、着実に各般の人権施策を推進してまいります。	1

第2章 人権を取り巻く動向

	項目	御意見等の概要	県の考え方等	ページ
9	3 本県における取組	本県における取組に書いてある内容は、現状認識であり具体的な方向性が書かれていない。	第2章では、これまでの国際社会、国内及び本県の各取組を表記し、具体的な方向性については、第3章から第5章に表記しておりますので、そちらを御確認ください。	3
10	3 本県における取組	「人権」は「大切である」「関心がある」のポイントが前回より大きく上回り、人権尊重の意識も高まっている。一方では、「現在の社会は人権が尊重されている」というポイントは下回っており、「人権問題への対策は引き続き求められている」という項の現状認識は、この意識調査を解答した人たちが建て前として「正しい解答」を知っていただけで、「本心」として「本音」として「もし、自分がその立場にあったら」と自分の問題として解答していないことに問題がある。このような意識調査を何回やっても「人権が尊重されている社会」の実現は難しいと思う。当事者の方々の実態調査がなされず、本当の意味の動向や変容は明らかになっていない。 また、この項の「方向性」も「認識」と全く同じ表現で何ら「方向性」が示されていない。	県民の人権に関する意識の状況や変化等を把握するため、県民意識調査のほか、当事者に対する意見聴取を行っております。今後とも、これらの結果等も踏まえ、様々な人権課題の解決に向け、着実に各般の人権施策を推進してまいります。 また、第2章では、これまでの国際社会、国内及び本県の各取組を表記し、具体的な方向性については、第3章から第5章に表記しておりますので、そちらを御確認ください。	4

第4章 人権教育・啓発の推進方策

	項目	御意見等の概要	県の考え方等	ページ
11	2 あらゆる場における人権教育・啓発の推進 (5)企業・職場 (3)ア人権の視点を踏まえた企業活動の促進	21世紀は、「人権の世紀」と期待を込めた世界的潮流がありましたが、実際は国家、民族、宗教、思想信条の対立は深刻化し最大の人権侵害と言われる戦争紛争が頻発しています。貧富も格差拡大しています。これらに差別が重層的に絡みその解決は困難を極めていきます。差別は悪であり犯罪であるという社会教育部門の啓発が不足している現状もあります。社会人となり働いている方々への企業内教育の充実が求められます。	今後とも、地域社会における人権学習の充実及び人権問題の解決に向けた取組や、企業・職場における人権の視点を踏まえた企業活動を促進してまいります。	13 ～ 16
12	3 人権に関わりの深い特定職業従事者に対する研修等の推進 (3)警察職員	近年、警察において女性の性被害の受け渋りや、盗撮事件等の多発、巡回整理簿の悪用など警察官の人権意識、女性蔑視体質が浮き彫りになった。今回「人権に関わりの深い」業種として、特化されたことは評価する。(意見)	—	17

鹿児島県人権教育・啓発基本計画(3次改定)素案に係るパブリック・コメント結果

第5章 人権課題別の人権教育・啓発の推進方策

	項目	御意見等の概要	県の考え方等	ページ
13	1 女性 (2)課題	鹿児島県における男女共同参画推進条例の制定は、43市町村のうち25市町にとどまっており、条例制定によって男女共同参画についての理解と実践を深めることが重要です。(加筆要望)	これまでも各種会議や研修など様々な機会を通じて、県内市町村に対し男女共同参画推進条例の制定を働き掛けております。今後とも、同条例制定の意義等をしっかりと説明しつつ、市町村の取組を促進してまいります。	23
14	1 女性 (3)施策の基本方向 ②工被害者の早期発見・適切な保護・支援	相談支援センターの行動はとても重要な任務だと思います。相談しやすい体制作りのためには、女性の相談員を増やすことが必要ですので、女性の相談員を増やし、相談しやすい体制の強化をすることを明記してほしい。	配偶者暴力相談支援センターでは、DV被害者(主に女性)に対する支援に努めており、御意見を踏まえ、相談体制の充実・強化など女性が相談しやすい環境整備に努める旨を表記します。 ・下線のとおり追記します。 「周知啓発や相談体制の充実・強化など、女性が相談しやすい環境整備に努めつつ、・・・」	24
15	4 障害者 (3)施策の基本方向 ④社会参加の促進並びに雇用・就業及び経済的自立の支援	障害者を雇用していない企業については、最長14日間の雇用体験を実施し、事業主の不安の払拭を図ります。とあるが、そもそも不安の払拭を図るために雇用体験をするのは、そこに就職しようと考えている子どもたちの不安を取り除くためのものであり、それこそが国の提唱している合理的配慮なのではないか。 また、企業がなぜ法に定めてある障害者を雇用しないのかの実態を把握し、各企業が雇用できる体制を作るように自治体としての努力と国への働きかけが必要なのではないか。そうでないと、企業も追い込まれ、そのことが働く障害のある子どもたちへと矛先が向いてしまうのではないか。	雇用体験については、御意見のとおり、事業主だけではなく、障害者及び事業主双方の不安の払拭等を図るため実施しております。御意見を踏まえ、該当箇所を修正いたします。 障害者の法定雇用率を達成していない企業に対しては、国において個別訪問等を行い指導するとともに、特に障害者雇用ゼロ企業については、関係機関と連携して雇入れ準備から採用後の定着支援まで一貫した支援を行っております。 また、県では、障害者雇用に対する企業等の理解を促進するため、広報誌「労働かごしま」を活用して、優良中小事業主認定制度の周知や障害者雇用支援・激励大会の開催などを行っております。あわせて、障害者の雇用経験のない企業に対する障害者雇用体験事業を実施しております。 いただいた御意見については、今後の施策推進に当たっての参考とさせていただきます。 ・下線のとおり修正します。 「障害者の雇用経験のない事業所においては、最長14日間の雇用体験を実施し、障害者及び事業主双方の不安の払拭を図ります。」	41
16	5 同和問題(部落差別) (1)現状	「歴史の中で作り出された身分差別」に主語を、自然にできたものではなく、権力者が作り出したものであることを書き加えてほしい。今なお続く部落差別の実態を幅広く調査して基本計画に役立てて欲しい。	御意見のあった表記については、「部落差別(同和問題)は、日本社会の歴史的過程で形作られた身分差別により、日本国民の一部の人々が、長い間、経済的、社会的、文化的に低い状態に置かれることを強いられ、同和地区と呼ばれる地域の出身者であること等を理由に結婚を反対されたり、就職等の日常生活の上で差別を受けたりするなどしている我が国固有の人権問題である。」としている国の人権教育・啓発白書の表現を参考にしております。 なお、県においては、日頃から運動団体と連携を密に図りながら、各種の人権施策を推進しております。	43
17	5 同和問題(部落差別) (1)現状	「同和問題は日本社会の歴史の過程においてつくり出された」とあるが、とても人ごとな表現であり、「誰によってつくり出されたか」が明らかではない。「歴史の過程において、『時の権力者がつくり出した』身分差別」としていただきたい。	御意見の箇所については、「部落差別(同和問題)は、日本社会の歴史的過程で形作られた身分差別により、日本国民の一部の人々が、長い間、経済的、社会的、文化的に低い状態に置かれることを強いられ、同和地区と呼ばれる地域の出身者であること等を理由に結婚を反対されたり、就職等の日常生活の上で差別を受けたりするなどしている我が国固有の人権問題である。」とする国の人権教育・啓発白書の表現を参考に表記しております。同和問題の解決に向けては、御意見も参考にしながら、引き続き、運動団体と緊密に連携して取り組んでまいります。	43

鹿児島県人権教育・啓発基本計画(3次改定)素案に係るパブリック・コメント結果

第5章 人権課題別の人権教育・啓発の推進方策

	項目	御意見等の概要	県の考え方等	ページ
18	5 同和問題(部落差別) (1)現状	人権についての県民意識調査で「人権尊重の意識や人権に対する当事者意識が高まっている」という分析があるが、意識調査の中では、「差別は良くない」と答えても、結婚など自分の利害関係にかかわってくると封印されていた差別意識が表出するのが部落問題である。内在化されている差別意識はインターネット上でも被差別部落に対する露骨な差別が後を絶たない現状にも表れている。「差別は良くない」といったレベルの人権教育に終わっていないか、検証していくような県教育委員会の具体的な取り組みを望む。 2016年に施行された「部落差別解消推進法」について約7割が「知らない」と回答しているが、県報等の中でわかりやすく広報、啓発しながら、部落差別問題を自分自身と重ねながら考えられるような取り組みを望む。 先日、兵庫県の百条委員会の県議が虚偽の内容を含むSNSの誹謗中傷にさらされた末に、自死に追い込まれるという悲惨な報道があったが、インターネット上の人権侵害に対する対策をさらに綿密に強化してほしい。	県教育委員会としては、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができる児童生徒の育成に努めています。 同和問題については、部落差別の解消に資するよう、部落問題学習の授業を通して指導内容・方法を理解する「人権教育授業実践研修会」を、5年間で全ての学校の担当者が参加するよう計画的に実施しています。また、同和問題について正しく認識し、理解を深めるために全教職員に研修資料を配布し、活用するよう指導しています。 今後も部落差別の解消に向けて、学校における人権同和教育の推進・充実を図ってまいります。 これまでも様々な機会を通じて、県民の皆様の部落差別解消推進法に対する理解の促進に努めております。今後とも、各種会議や研修等において同法の趣旨等を分かりやすく説明するなど、周知・啓発を図ってまいります。 インターネット上の人権侵害の深刻化は、重大な人権課題と認識しております。今後とも、鹿児島県方法務局など関係機関と緊密に連携しながら、削除要請など、適切に対応してまいります。	43
19	5 同和問題(部落差別) (1)現状	同和問題(部落差別)は、①<u>日本社会の歴史の過程</u>においてつくり出された身分差別により、国民の一部の人々が長い間、経済的・社会的・②<u>文化的に</u>③<u>低い状態</u>を強いられ今なお、④<u>同和地区と呼ばれる地域の出身者</u>であることなどを理由に結婚を反対されたり、就職などの日常生活の上で差別を受けたりするなどしている、わが国固有の人権問題です。 下線部について ①誰が作ったのか、あいまい・・・「時の権力者の作為不作為により」つくり出されたを挿入する。 ②文化的に低い・・・「削除」 被差別部落の人々は、皮革産業(太鼓や鎧など)をはじめとする日本古来の文化活動の中心を担っていた。また、「解体新書」にも登場する被差別部落の90歳の老人の解体技術にしても、医学における見識・技術は当時の日本における科学文化面の先進を担っていた。その他いろいろな技術をもって当時の人々の生活を支える物を生産していた。 ③「低い状態」・・・厳しい状況を強いられ この発想は、「近世政治起源説」によって植え付けられた誤った考えであり、多くの被差別部落の人々は厳しい状況にあったが、穢多頭、弾左衛門の状況や京都柳原部落での柳原銀行の設立など一部の部落の人々のなかには経済的に豊かな状況も作られていた。 ④「同和地区と呼ばれる地域の」・・・被差別部落 同対法がなくなり、「同和地区」は法的には存在しない。同対法が存在した状況で未指定部落の人々はとり残されており、現在「部落差別の解消の推進に関する法律」の下では、被差別部落と明記するべきである。世間の人々が、「同和地区」と呼ぶことも啓発によって「違う」ことを伝えていくことが急務である。 部落差別の歴史について中世(平安時代)以降の時の権力の歴史的事実が最近の研究の深まりで大きく修正されてきており、「近世政治起源説」はその認識も含めて否定され、教科書記述もより事実在即した内容に変化しています。そのため、被差別部落の起こりをはじめとする「部落史」をきちんとはしょらずに記述することが「人権教育・啓発」の基本とならなければ、誤った認識を県民に伝えることとなる。 また、同対法ができた当時「部落差別は県内にはない」と認識していた鹿児島県が、どのような努力や学びをもって現在に至ったのかを歴史的に認識し、県民に伝えていくことが、部落問題を他人ごとではない、おのれの生き方の問題であることを伝える最善の方法であると考え。	御意見の箇所については、「部落差別(同和問題)は、日本社会の歴史的過程で形作られた身分差別により、日本国民の一部の人々が、長い間、経済的、社会的、文化的に低い状態に置かれることを強いられ、同和地区と呼ばれる地域の出身者であること等を理由に結婚を反対されたり、就職等の日常生活の上で差別を受けたりするなどしている我が国固有の人権問題である。」とする国の人権教育・啓発白書の表現を参考に表記しております。同和問題の解決に向けては、御意見も参考にしながら、引き続き、運動団体と緊密に連携して取り組んでまいります。	43

鹿児島県人権教育・啓発基本計画(3次改定)素案に係るパブリック・コメント結果

第5章 人権課題別の人権教育・啓発の推進方策

	項目	御意見等の概要	県の考え方等		ページ
20	5 同和問題(部落差別) (2)課題	同和問題について年齢別に教育啓発を行うことは非常に重要であり、有効なアプローチだと考えます。部落差別の歴史的背景や現状を理解し、差別を解消する意識を育むためには、年齢に応じた適切な内容と方法で教育・啓発を行うことが効果的です。 ・体系的なカリキュラムの整備: 幼少期から高齢者まで、年齢や役割に応じたカリキュラムを整備し学校教育だけでなく地域や職場にも広げる。 ・地域と学校の連携: 地域社会の実情に即した教育内容を学校教育に反映させる。 ・オンライン教育の活用: インターネットを活用し、同和問題について年齢別に教育啓発を行うことは非常に重要であり、有効なアプローチだと考えます。 年齢別に適切な内容と方法で教育啓発を行うことは、部落差別の解消に向けた持続的で実効性のある取り組みとなります。これにより、個人の成長段階に応じて意識を差別のない社会を築く基盤が整うと考えます。	県教育委員会としては、発達の段階に応じた体系的な人権教育のカリキュラムを整備し、児童生徒の人権尊重の意識を育むことは重要であると考えています。 同和問題については、小学校から高等学校までの各段階で、教科書記述に基づいた学習を行い、部落差別の歴史的背景や現状を正しく理解し、差別を解消する意識を育んでいます。 今後も部落差別の解消に向けて、学校における人権同和教育の推進・充実を図ってまいります。		44
21	5 同和問題(部落差別) (3)施策の基本方向	これまでも部落差別解消推進法の周知がなされていない実態は言われてきても、その解消のための具体策が書かれていないため、改善の方向性が見えていません。同時に、この法律に基づいた今までとの違いが見えていません。ैसे同和行為については、具体的に書いているのであれば、それ以上に部落問題解消の具体的な方策を表記していただきたいと思います。	当素案において、学校や地域、企業・職場において、同和問題(部落差別)に関する正しい理解の普及と差別・偏見の解消に向けた取組を推進することとしております。具体的には、部落差別の解消に向け、学校教育や企業における部落差別解消推進法の周知等を促進することとしております。		44
22	5 同和問題(部落差別) (3)施策の基本方向 ①ア学校における教育・啓発	県民の意識調査の現状は分析されていますが、その結果を生み出した要因と具体的な方策は書かれていたとは言えません。それは、他の差別の場合も同様ですが、意識調査のみに終わっていて、実態調査がなされていないからだと捉えています。 例えば、(3)施策の方向性 ①ア学校における教育・啓発では、充実を図りますの前に、教職員向けにどれだけの同和問題に関する研修がなされているのか、児童・生徒に向けた取り組みがなされているのかの実態を把握してからでないと、具体的な方向性は見えてきません。見えてこないから、充実を図るとしか書けないのではないかと。	今回の県民意識調査の結果については、同和問題(部落差別)に関する正しい理解が未だ十分に普及していないこと等によるものと考えております。今後とも、学校教育をはじめ、広く県民を対象とした周知・啓発に努めてまいります。 県教育委員会では人権教育に関する教職員の研修を、職種や経験年数等に応じて体系的に実施し、その内容として同和問題を扱っています。 また、同和問題について正しく認識し、理解を深めるために全教職員に研修資料を配布し、活用するよう指導しています。 今後も部落差別の解消に向けて、各種研修会等を通して、学校における人権同和教育の推進・充実を図ってまいります。		44
23	5 同和問題(部落差別) (3)施策の基本方向 ①インターネット上の差別事象への対応	県が実施しているインターネットモニタリングについては、県内市町村での実施も促進するなど・・・と書かれていることは、評価すべき記述だと思います。その促進が具体的に実容が見られるように取り組んでいただけたらと思います。	インターネットモニタリングについては、引き続き、様々な機会を通じて県の取組の周知を図りながら、市町村の取組を促進してまいります。	計画内容の変更を求める意見ではない。	45
24	6 外国人 (1)現状	戦後すぐに帰還できず長く中国で生活されて来た中国在留邦人やその家族、また、在日コリアンなど日本国籍を取得しても弱い立場にあり、支援を必要とする人たちがいます。更に、日本人ではあっても、海外で生まれ育って言語や習慣、価値観などの差異に戸惑い、地域や学校、職場で困難を抱えている子どもたちもいます。(加筆要望)	当素案においては、御意見と同趣旨である国連のマイノリティ権利宣言の理念について記載し、「様々な背景を持つ民族的、人種的、宗教的及び言語的少数者が暮らしやすい地域づくり」ことを課題としております。今後とも、文化や慣習、価値観の多様性を尊重する人権教育・啓発を推進してまいります。	既に反映済み。	50

鹿児島県人権教育・啓発基本計画(3次改定)素案に係るパブリック・コメント結果

第5章 人権課題別の人権教育・啓発の推進方策

	項目	御意見等の概要	県の考え方等	ページ
25	10 性的指向・性自認 (3)施策の基本方向 ③制度や施設等における性的指向・性自認への配慮	パートナーシップを取り入れている自治体が増えつつあるが、まだまだ進んでいるとは言えない。制度ができてその自治体だけ通用する事柄であるので、せめて県全体での権利を保障するべきではないか。 「自治体におけるパートナーシップ制度を促進し、県内のあらゆる立場の人が平等に権利を受けられる体制をつくる」文言を入れてほしい。	パートナーシップ制度を県内に広げていくためには、県民の皆様の性の多様性に対する正しい理解を深めることが重要と考えております。今後とも、様々な機会を通じて、情報を啓発資料に含め、周知・啓発に取り組み、県民意識の変化等を注視しながら、制度を導入している他自治体の例も参考にし、本県における同制度の在り方について検討してまいります。 ・下線のとおり追記します。 パートナーシップ制度については、県民意識の変化やLGBT理解増進法に基づく国の基本計画、運用指針の策定状況等を注視しながら、制度を導入している他自治体の例も参考にし、本県における同制度のあり方を検討します。	68
26	15 災害時の人権問題 (3)施策の基本方向 ③避難所における要配慮者への適切な対応	病氣、障害、妊婦さんの中には、災害時の避難場所の状況は混乱している時に、遠慮して自分に支援が必要だと言えない人もたくさんいます。 その方たちが、支援を申し入れやすい環境を整備するなど、要配慮者の情報共有を図るためには、見た目ではわからないハンディキャップをもつ方々への配慮も必要だと思います。 また、支援したくても何をしたら良いのかわからない健常者もたくさんいるそうです。支援される側と支援する側が上手く認識できる環境作りが避難者同士でスムーズに配慮できる環境が必要だと考えます。	避難所の運営主体である市町村等に対し、病氣の人、障害者、妊産婦等の要配慮者の状態・ニーズについて情報共有を図り、避難者同士での見守る体制づくりや相談窓口の設置などにより、要配慮者に対し適切な対応を行うよう、研修等を通じて、引き続き働きかけてまいります。	78

第6章 推進体制の整備等

	項目	御意見等の概要	県の考え方等	ページ
27	5 意識調査の実施	県民の意識調査は必要だが、アンケートの回答になってしまいがちである。必要なのは、差別される側の人たちの実態調査だと思う。苦しい思いをしている人たちの実態を取り上げ、そこから実行する対策を考えなければならないと思う。障害者、被差別部落の方々、LGBTQの方々などそれぞれの項目での実態調査をすることを記載してほしい。	県民の人権に関する意識の状況や変化等を把握するため、県民意識調査のほか、当事者に対する意見聴取を行っております。今後とも、これらの結果等も踏まえ、様々な人権課題の解決に向け、着実に各般の人権施策を推進してまいります。	88
28	5 意識調査の実施	少なくとも5年程もしくは定期的に意識調査・実態調査(生活環境、収入支出実態、進学就職等)を行い、的確な対策をとるよう方向性を明記してほしい。	初めて、当素案において県民意識調査を5年ごとに実施する旨を表記しております。また、具体的な方向性については、第3章から第5章に表記しておりますので、そちらを御確認ください。	88
29	5 意識調査の実施	・・・県は5年ごとに意識調査をします。(この後に) また、差別の実態を明らかにし、人権教育・啓発に深くとりくめるよう被差別の状況にある「しょう碍者」「部落差別」「外国人」「ハンセン病患者者」のマイノリティの方々の実態調査を同様に行います。	障害者等に対する差別の実態については、引き続き様々な機会を通じて、その把握に努めてまいります。	88